



長野県報

9月29日(金)
平成18年
(2006年)
号外

目次

条例

長野県立病院条例等の一部を改正する条例(県立病院チーム) 1

規則

事務処理規則の一部を改正する規則(行政システム改革チーム) 2

本号で公布された条例のあらまし

◇ 長野県立病院条例等の一部を改正する条例(条例第47号)

- 1 健康保険法の一部改正により、療養病床に入院している高齢者の自己負担の見直し等が行われたことに伴い、次に掲げる条例について所要の改正を行います。
 - (1) 長野県立病院条例
 - (2) 長野県立総合リハビリテーションセンター条例
- 2 この条例は、平成18年10月1日から施行します。

条 例

長野県立病院条例等の一部を改正する条例をここに公布します。

平成18年9月29日

長野県知事 村井 仁

長野県条例第47号

長野県立病院条例等の一部を改正する条例

(長野県立病院条例の一部改正)

第1条 長野県立病院条例(昭和41年長野県条例第57号)の一部を次のように改正する。

第10条第1項中「入院時食事療養費に係る食事療養の費用の額の算定に関する基準」を「入院時食事療養費に係る食事療養及び入院時生活療養費に係る生活療養の費用の額の算定に関する基準」に、「食事療養の費用額算定表」を「食事療養及び生活療養の費用額算定表」に、「食事療養費算定表」を「食事療養費等算定表」に、「特定療養費に係る療養についての費用の額の算定方法(平成18年厚生労働省告示第101号)」を「保険外併用療養費に係る療養についての費用の額の算定方法(平成18年厚生労働省告示第496号)」に、「特定療養費算定方法」を「保険外併用療養費算定方法」に改め、同条第2項中「食事療養費算定表、特定療養費算定方法」を「食事療養費等算定表、保険外併用療養費算定方法」に改める。

別表第1の7 短期人間ドック料の項中「食事療養費算定表」を「食事療養費等算定表」に改め、同表の12 特別入院料の項中

「選定療養及び特定療養費に係る厚生労働大臣が定める医薬品等(平成14年厚生労働省告示第88号)第8号」を「保険外併用療養費に係る厚生労働大臣が定める医薬品等(平成18年厚生労働省告示第498号)第10号」に改め、同表の備考の3中「厚生労働大臣の定める選定療養(平成18年厚生労働省告示第105号)を「厚生労働大臣の定める評価療養及び選定療養(平成18年厚生労働省告示第495号)に、「選定療養告示」を「評価療養等告示」に、「第3号」を「第2条第4号」に改め、同備考の4中「選定療養告示第9号」を「評価療養等告示第2条第5号」に改め、同備考の5中「選定療養告示第12号」を「評価療養等告示第2条第7号」に改める。

(長野県立総合リハビリテーションセンター条例の一部改正)

第2条 長野県立総合リハビリテーションセンター条例(昭和49年長野県条例第31号)の一部を次のように改正する。

別表の3 診療の項中「入院時食事療養費に係る食事療養の費用の額の算定に関する基準」を「入院時食事療養費に係る食事療養及び入院時生活療養費に係る生活療養の費用の額の算定に関する基準」に、「食事療養の費用額算定表又は特定療養費に係る療養についての費用の額の算定方法(平成18年厚生労働省告示第101号)」を「食事療養及び生活療養の費用額算定表又は保険外併用療養費に係る療養についての費用の額の算定方法(平成18年厚生労働省告示第496号)」に改め、同表の4 特別入院料の項中「選定療養及び特定療養費に係る厚生労働大臣が定める医薬品等(平成14年厚生労働省告示第88号)第8号」を「保険外併用療養費に係る厚生労働大臣が定める医薬品等(平成18年厚生労働省告示第498号)第10号」に改め、同表の備考中「厚生労働大臣の定める選定療養(平成18年厚生労働省告示第105号)第12号」を

「厚生労働大臣の定める評価療養及び選定療養（平成18年厚生労働省告示第495号）第2条第7号」に改める。

附 則

この条例は、平成18年10月1日から施行する。

県立病院チーム



事務処理規則の一部を改正する規則をここに公布します。

平成18年9月29日

長野県知事 村井 仁

長野県規則第51号

事務処理規則の一部を改正する規則

事務処理規則（昭和39年長野県規則第5号）の一部を次のように改正する。

別表第2の5の(28)のアの(イ)を同(シ)とし、同(シ)の前に次の事項を加える。

- (カ) 第57条の2第1項の規定による不正利得の徴収
- (コ) 第57条の3第1項の規定による報告等の命令及び質問
- (オ) 第57条の4の規定による資料の提供の要求等

別表第2の5の(28)のアの(7)を同(カ)とし、同(カ)の前に次の事項を加える。

- (7) 第24条の3第1項の規定による申請の受理
- (イ) 第24条の3第2項の規定による障害児施設給付費の支給の要否の決定
- (ウ) 第24条の3第3項の規定による意見の聴取
- (エ) 第24条の3第4項の規定による期間の決定
- (オ) 第24条の3第6項の規定による施設受給者証の交付
- (カ) 第24条の4第1項の規定による施設給付決定の取消し
- (オ) 第24条の4第2項の規定による施設受給者証の返還の請求

別表第2の8の(1)のア中「第21条の10第3項」を「第24条の19第1項」に、「措置」を「情報の提供、相談及び助言」に改め、同スをセとし、同イからシまでを同ウからスまでとし、同アの次に次の事項を加える。

- イ 第24条の19第2項の規定によるあつせん、調整及び要請
- 附 則

この規則は、平成18年10月1日から施行する。

行政システム改革チーム